

## Tax Analysis

For more BEPS information,  
please contact:

### Transfer Pricing Shanghai

**Eunice Kuo**

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

### Hong Kong

**Patrick Cheung**

Tel: +852 2852 1095

Email: patcheung@deloitte.com.hk

### International Tax Beijing

**Jennifer Zhang**

Tel: +86 21 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

### Shanghai

**Leonard Khaw**

Tel: +86 21 6141 1498

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

### Hong Ye \*

Tel: +86 21 6141 1171

Email: hoyeqinli@qinlilawfirm.com

### Hong Kong

**Anthony Lau**

Tel: +852 2852 1082

Email: antlau@deloitte.com.hk

\* Hong Ye is from Qin Li Law Firm, which is a Chinese law firm and forms part of the international Deloitte network. "Deloitte" is the brand under which tens of thousands of dedicated professionals in independent firms throughout the world collaborate to provide audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to select clients. Deloitte Legal means the legal practices of Deloitte Touche Tohmatsu Limited member firm affiliates that provide legal services and is one of the major legal practices around the world.

## BEPS 行動計画 4 :

## 利子費用の損金算入に関する ディスカッションドラフトの 公表

2014 年 12 月 18 日、税源浸食と利益移転（“Base Erosion and Profit Shifting”：以下「BEPS」）行動計画の一部として、OECD は行動計画 4 のディスカッションドラフト（以下「ディスカッションドラフト」）を公表した。これは、利子費用およびこれと経済的には同等の金融取引の支払の損金算入に関するものである。このディスカッションドラフトでは、利子費用の損金算入によって生じる税源浸食の問題を解決するための以下の 3 つの方法について検討を行っている。

- ・ グループ特性に基づく損金算入限度額の設定
- ・ 固定経済比率に基づく損金算入限度額の設定
- ・ 標的を定めた租税回避防止措置

ディスカッションドラフトでは同時に、今後さらに検討を行う必要がある領域についてまとめるとともに、行動計画 4 がどのようにその他の BEPS 行動計画と関連するか（例えば、行動計画 2 のハイブリッドミスマッチ取決めの効果の無効化に関する提言、行動計画 3 の外国子会社合算税制（CFC 税制）に関する提言）についても述べている。なお、このディスカッションドラフトでは、利子費用の損金算入に対する移転価格の観点からの検討は行われていない。この問題については別途検討されることになるだろう。

BEPS 行動計画に関するその他のディスカッションドラフトと同様に、上記のディスカッションドラフトも G20/OECD 加盟国の総意を表すものではなく、パブリックコメントを求めるために、予備的ながら実質的な提案を提示することを意図している。

### 限度額を超える利子費用の損金算入制限に関する提言：“一般的規則”

行動計画 4 の目的は、国内外の投資において、利子費用およびこれと経済的には同等の金融費用の損金算入によって生じる税源浸食の問題に対処するために、首尾一貫する包括的な解決策を見つけることにある。ディスカッションドラフトは、実際に第三者に支払うのと同額の利子費用はグループにおいて損金算入を認められるべきであるという、利子費用の損金算入に関する一般的な原則について認めている。

行動計画の重要な目標は税源浸食の問題に対処することにあるが、どのような解決策が最終的に採用されたとしても、それによって生じる市場

競争と投資の意思決定の歪みが最小限になるようにしなければならないということを OECD は認めている。このような歪みは実際に生じる可能性があり、例えば、経済的には類似する取引であっても、資金調達方法が異なることにより、租税上の結果は異なる可能性がある。

行動計画の作業チームは、税務当局が現在、利子費用の損金算入によって生じる税源浸食の問題に対処するために用いているものとして、6つのタイプの規則を挙げている。そのうち3つのタイプ（第三者および関係者からの借入利率あるいは借入額を比較する公正取引テスト、源泉税の徴収を通じた徴税権の収入源泉国への配分、事実と状況にかかわらずに利子費用の一定割合について損金算入を認めない規則）については、非実用的であること、効果的でないことが証明されたこと、あるいは柔軟性に欠けることを理由として、すでに否認されている。

その他の3つのタイプの規則については、利子費用の損金算入制限に係る一般的規則の基礎になり得るものとして、検討が行われている。OECD は、単一あるいは複数の国による租税上の鞘取りのリスクを最小化するための手段として、一般的規則が広く採用されることを望んでいる。各国は各々の国内税制を考慮した租税回避防止措置を設けることにより、一般的規則を補完することができる。

### 利子費用の損金算入制限に係るグループ全体テスト

グループ全体テストは、グループにおいて損金算入する利子費用の総額が、グループが実際に第三者に支払った利子費用を超えないように、グループ内における利子費用の純額を経済活動に見合うものにするを目的としたものである。その他の方法と比べた場合のグループ全体テストの主な利点は、特殊な要因と状況（国、業種あるいはグループ等）を考慮に入れるという柔軟性と、利子費用の損金算入性をその基礎にある経済活動と結びつけるということにある。一方で、グループ全体テストを行う場合は、グループ全体のデータを集める必要があり、またグループのあるメンバーの不安定性がその他のメンバーに連鎖的な影響を及ぼす可能性もある。

グループ全体テストには利子配賦テストとグループ比率テストの2つのタイプがある。理論上、2つのテストの結果は近いものとなるはずである。一つの重要な問題は、いずれのテストによる場合も、多くのグループにおいて、単体企業での利子費用の損金不算入の結果として、利子費用の損金算入総額がグループ全体の第三者に対する利子費用の支払額を下回らざるだろうということである。この問題は、損金算入していない利子費用を以後の期間に繰り越し、または以前の期間に繰り戻すことを認め、あるいは追加的に損金算入することを認める規則を定めることによって、部分的に解決できる可能性がある。

利子配賦テストでは、単体企業の経済活動（収益あるいは資産に基づいて測定する）とグループ全体の状況を比較することにより、当該企業の利子費用の損金算入限度額を計算する。利子のみなし配賦には強い反対意見があるため、利子配賦テストは今後さらに考慮されることはないだろう。

グループ比率テストは単体企業の財務比率（例えば、純利子収益比率あるいは純利子資産比率）とグローバルなグループのそれとを比較するものである。

一部の事項についてはなお検討中であり、それらには以下が含まれる。

- **グループの定義**：ディスカッションドラフトでは、会計目的で用いられるグループの定義に傾いている。この定義による場合、連結財務諸表と現地企業の財務情報を関連のテストの基礎とすることができる。一方で、この定義によると、連結財務諸表を作成していないグループと企業にコンプライアンス上の負担を課すことになることも、ディスカッションドラフトでは認めている。また、年度の連結財務諸表に含まれない関係者（“related party”）および関係者（“connected party”）の利子が、テストの操作に用いられる可能性があるのではないかという懸念もある。
- **第三者利子純額の定義**：上記と同じように、ディスカッションドラフトでは会計上の定義を用いる傾向にある。
- **経済活動の測定**：資産あるいは収益に基づく測定を支持する経済的な議論がある。収益に基づく測定は利子費用の支払能力と直接的に関連するが、よく変動が生じる。資産に基づく測定は収益に基づく場合よりも利子費用との関連性が弱く、複雑な評価の問題（特に内部で生じた資産）にも関わる可能性があるが、より安定性があり、企業のマネジメントにとってもより容易にコントロールすることができる。

### 利子費用の損金算入制限に係る固定比率テスト

固定比率テストの前提は、企業は収益、資産あるいは権益の特定割合まで利子費用を損金算入できるが、利益の一部については課税されることを保証するということである。固定比率テストの主な利点は、自らの財務状況のみに依存し、比較的運用しやすいということにある。また、このテストは帳簿上の数値よりも税務上の数値に基づくため、納税者に追加的なコンプライアンスコストが生じることはない。また、グループ全体テストと比べ、より容易にグループ外の企業に対する支払を考慮に入れられる可能性がある。ただし固定比率テストは汎用的なものではなく、異なる業種または市場条件下において柔軟に適用することはできない。税源浸食を防止するための措置としてこのテストが有効か否かは設定される比率の水準による。現在、いくつかの国で使用されている比率は高すぎ、税源浸食を防止することができないということ

示す証拠がある。

グループ全体テストと同じように、重要なのは関連する比率が貸借対照表に基づく測定に用いられるのか、あるいは収益に基づく測定に用いられるのかということである。資産に基づく測定は特に、所得に課税しないような国への投資に適する可能性がある。例えば、資産に基づくテストを行う際に権益性投資を資産から除くことにより、免税となる配当所得を得る企業が利子費用の全額を損金算入することを防止することができる。資産の評価の問題はなお重要である。

ディスカッションドラフトでは、歴史的慣例に基づき、収益に基づく測定は EBITDA（利払い・税金・償却前利益）あるいは EBIT（利払い・税引前利益）に基づくものと仮定している。この測定による場合、追加的な利子費用は追加的な課税所得がある場合にのみ損金算入することができる。この方法では免税所得（例えば、配当）を除外することが可能であり、インバウンド投資にもアウトバウンド投資にも適用することができる。しかしながら、収益は企業がコントロールできない要素の影響をより受けやすいため、貸借対照表科目よりも変動が生じやすい。

## 複合的アプローチ

ディスカッションドラフトでは、それぞれの利点を生かすために、グループ全体テストと固定比率テストを組み合わせ、標的を定めた規則（“targeted rules”）で補完することも検討している。複合的アプローチにおける一般的規則はグループ全体テストまたは固定比率テストのいずれかに基づくものである。このアプローチによる場合、利子費用の小さい企業は簡単な固定比率テストを適用できる一方、より債務の多い企業はより複雑なグループ全体テストを適用する。このアプローチでは、グループ内の企業が一定程度の利子費用を損金算入することを認めるため、全体として第三者への利子費用の支払がないグループに対して解決策を提供することができるが、必然的にグループのコンプライアンスコストは増加することになる。

## 標的を定めた規則の役割

標的を定めた規則（例えば、ステーブル証券、過大債務のプッシュダウン、関係者または関連者に対する利子支払等に対するもの）が必要とされる範囲は一般的規則の最終的な設計次第である。行動計画 4 の作業グループが一般的規則の適用を勧めない場合、標的を定めた規則が必要になるだろう。標的を定めた規則は市場環境や業種が異なっても柔軟に適用することができるが、反動的になることは避けられず、適時に調整することが必要となる。

## コンサルテーションの対象とされるその他の事項

**利子および経済的に利子と同等の支払の定義：**ディスカッションドラフトでは、税源浸食の問題を解決するための規則は種々の形式の債務によって発生する利子に適用されるものでなければならないと考えており、経済的に利子と同等の金融取引の支払およびその他の資金調達と直接的に関連する費用も含む。一方で、各国は適切な現地の定義を採用することに関して一定の自由裁量権を与えられている。経済的に利子と同等の支払とは、企業の資金調達と関連し、かつ実際または名目の元金に固定比率または変動比率を掛けることによって算出されるものをいう。ディスカッションドラフトでは様々な例（例えば、ゼロクーポン債のみなし利子）を提供している。

**規則が適用される企業：**ディスカッションドラフトでは、グループ内における関係者（“connected parties”）（即ち、同一の支配下にある企業、例えば、同じプライベート・エクイティ・ファンドの投資先企業）の間および関連者（“related parties”）（広義には、ハイブリッドミスマッチ取決めに關する行動計画のディスカッションドラフトにおいて提案されている 25% 所有関係テストに符合する企業）の間で行われる支払にはすべて規則を適用することを提言している。ディスカッションドラフトでは、納税者と税務機関の双方にとって関連者を明確に識別することは通常難しいため、関連者に關する情報の入手が困難な場合には、関連関係を有しない企業にも規則を適用する可能性があるとして述べている。

**債務と利子のいずれに規則を適用すべきか：**広義に、ディスカッションドラフトでは、収益に基づく制限の規則は利子費用に適用し、資産に基づく制限の規則は債務に適用することを提言している。ディスカッションドラフトは利子費用に制限をかけるほうがよいと考えており、その場合、制限の規則は収益の測定に基づいたものとなる。その根拠は、利子費用の損金算入を制限することにより最も直接的に税源浸食リスクに対処できること、債務の水準は会計期間を通じて変動するため、一つの企業あるいはグループの平均的な利子費用の水準を表さない可能性があるということである。

**企業の利子総額と利子純額のいずれに規則を適用すべきか：**提案されている規則は利子総額にも利子純額にも適用することができる。利子総額に適用するほうが簡単ではあるが、一定の条件を満たす場合には損金不算入となった利子費用を追加的に損金算入できるとする規定がなければ、二重課税（即ち、債務者企業は利子費用を損金算入できない一方で、債権者企業は利子収入に対して全額課税される）が生じるリスクがある。一方で、利子純額が小さいことは必ずしも税源浸食が存在しないことを意味しないにもかかわらず、利子純額に規則を適用するとした場合、利子純額が小さい場合に制限をかけられない可能性がある。ディスカッションドラフトでは利子純額に規則を適用するほうが望ましいとしている。

**リスクが低い場合の適用免除：**OECD は中小規模の企業に対する規則の適用を全面的に免除するという考え方を否定している。そのような企業でも多額の債務を有する場合があるからである。OECD は利子純額の最小基準を設定し、企業の利子費用がこの基準を超えた場合には、すべての利子費用に規則を適用することを提言している。

**損金不算入利子の処理**：利子費用が損金に算入されないことにより二重課税が生じる可能性がある。ある状況（特に一時的な状況により損金不算入となる場合）においては、利子費用の損金不算入は不公平な結果を生む可能性がある。源泉税に関連すること、経済的には利子と同等であるが、実際には利子でない支払も損金不算入額に含まれる可能性があることから、OECDは損金不算入となる利子費用を配当金とみなすことを好まず、代わりに、利子費用の損金不算入部分あるいは未使用の控除枠を以後の期間に繰り越す（以前の年度に繰り戻すのではない）ことが望ましいとしている。この場合は繰越期限を設定することが必要となるだろう。

**その他の BEPS 行動計画との相互作用**：行動計画4は行動計画2（ハイブリッドミスマッチ取決め）と相互に関連しており、有効な利子制限規則があることにより、各国はハイブリッドミスマッチ取決めによって生じる税源浸食を免れるかもしれない。OECDは、2つの規則の複合的な効果による二重課税のリスクを最小化するために、ハイブリッドミスマッチ取決めを防止する規則を利子制限規則よりも優先して適用すべきであるとしている。有効な利子制限規則はグループがより公平に、かつより明確に経済活動と関連づける形で、利子費用をグループ内の企業に配賦することを促すであろう。このことは、被支配外国企業（“Controlled Foreign Corporations”：CFC）で発生する利子費用を有効に減じることにもつながるだろう。利子制限規則とCFCに関する規則を合わせることにより、移転価格規則を補完することにもなるかもしれない。

## スケジュール

ディスカッションドラフトに対するコメントの募集期限は2015年2月6日である。OECDは2015年2月17日にパリでパブリックコンサルテーションの会議を行う予定である。この会議の登録に関する情報はOECDのウェブサイトにて取得できる。債務に係る移転価格問題を網羅した第二次ドラフトは2015年に公表される予定であるが、具体的な日程は未定である。行動計画4に関する最終的な提言は2015年12月に公表される予定である。

## コメント

ディスカッションドラフトにおける提言は広範囲に影響を及ぼすものであり、G20/OECDがこれらを採用した場合、国際的な資金調達活動に大きな変化をもたらすだろう。ディスカッションドラフトでは、何らかの方法による配賦をすることによって、多国籍企業グループにおいて損金算入される利子費用の総額を、第三者からの資金調達コストの範囲に制限することを提言している。このようにグループ全体での損金算入制限を導入することにより、グループ内において損金算入できない利子費用が大幅に増加する可能性があり、これは望ましくない結果をもたらすものといえる。

ディスカッションドラフトの提言により不利な影響を受ける可能性がある状況には以下が含まれる。

- 資金力がある、あるいは借入の少ないグループがグループ内融資によって子会社に資金を提供する場合
- 子会社の所在する地域/国において（例えば、外貨管理、利益還流の制限、通商上の制約等の結果として）利子のプッシュダウンができない場合
- グループの本部において多額の利子費用を損金算入しているが、その経済活動が比較的小さい場合（提案されている方法によれば、本部に配賦される損金算入可能な利子費用は小さくなる）
- グループが規制業種に属する子会社を有し、その規制モデルにより子会社が一定の債務による資金調達を必要とし、それがグループ内のその他の企業の資金調達状況とは異なる場合
- グループがこれまでに重要な買収を行ったか、今後行うことを予定している場合。例えば、親会社がターゲット会社を買収するために銀行借入によって資金調達することを選択した場合、銀行借入に係る利子費用を全額損金算入するために、親会社はその銀行借入を各子会社にプッシュダウンすることを必要とするかもしれない。その場合、各子会社においてもその利子費用を損金算入できる状況になければならない。実務上は、複数の国において、買収資金を調達するための借入により発生する利子費用の損金算入を制限する規則が設けられている。

グループ全体での利子費用の損金算入を制限する規則は、当年度および将来年度における納税額に不確定性をもたらす可能性がある。グローバルの財務諸表を入手するまで、各企業で損金算入可能な利子費用を正確に計算することができないからである。

中国の現行の税法によれば、金融機関以外の企業からの借入に係る利子費用は、金融機関の同じ期間、条件の貸付に係る利率に基づき計算した額を超えない部分について、損金算入が認められている<sup>1</sup>。これ以外に、過少資本税制に関する規定<sup>2</sup>では、関連者からの借入に係る利子費用の損金算入について規定している。全体としては、過少資本税制は主に関連者か

<sup>1</sup> 《企業所得税法实施条例》第38条を参照。このほか、2011年6月9日に発布された国家税務総局公告2011年第34号では、金融機関以外の企業からの借入の利率が金融機関からの借入の利率と一致しているか否かを判断するための指針を示している。

<sup>2</sup> 過少資本税制に関する規定には《企業所得税法》第46条、《企業所得税法实施条例》第119条、財税[2008]121号および《特別納税調整実施弁法（試行）》（国税発[2009]2号）第9章が含まれる。

らの借入の規模に着目して、当該借入に係る利子費用の損金算入を制限するものであり、《企業所得税法实施条例》第 38 条および国家税務総局公告 2011 年第 34 号は主に適用される利率に着目して、一般的な利子費用の損金算入を制限するものである。これらの規定によれば、企業の関連者からの借入の規模が規定の比率を超える場合であっても、適用される利率および関連者からの借入比率が独立取引の原則に従ったものであることを証明する文書を提出できるならば、規定の比率を超える部分の借入に係る利子費用についても損金算入できる可能性がある。これは、OECD がディスカッションドラフトにおいて説明している“複合的アプローチ”と類似するものである。一方で、ディスカッションドラフトにおいて提言されているその他の方法（例えば、グループ全体テスト）に対する中国国家税務総局の見解は現時点ではまだ明らかではない。

香港の内国歳入庁は《税務条例》第 16 (1) 条の規定を適用することにより、独立取引の原則に従っていない利子費用の損金算入を制限することができるが、香港の納税者の受け取る利子収入が、独立取引の原則に基づく水準を下回る場合についての考え方は明らかにされていない<sup>3</sup>。香港の内国歳入庁は、債務の使用に関わる BEPS 行動計画の進捗状況やその他の国々の反応を注視しておくことになるだろう。

利子費用の損金算入制限による経済的な影響が明確に理解され、かつ OECD の最終的な提言が改善されたものとなるためには、ディスカッションドラフトに対する十分かつ詳細なコメントを企業が OECD に伝えることが重要であるといえる。

---

<sup>3</sup> 香港会計準則第 39 条にいうみなし利子を含まない。

**Tax Analysis** is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

#### Beijing

##### Kevin Ng

Partner  
Tel: +86 10 8520 7501  
Fax: +86 10 8518 7501  
Email: kevnng@deloitte.com.cn

#### Hong Kong

##### Sarah Chin

Partner  
Tel: +852 2852 6440  
Fax: +852 2520 6205  
Email: sachin@deloitte.com.hk

#### Shenzhen

##### Sarah Chin

Partner  
Tel: +86 755 8246 3255  
Fax: +86 755 8246 3186  
Email: sachin@deloitte.com.hk

#### Chongqing

##### Frank Tang

Partner  
Tel: +86 23 6310 6206  
Fax: +86 23 6310 6170  
Email: ftang@deloitte.com.cn

#### Jinan

##### Beth Jiang

Director  
Tel: +86 531 8518 1058  
Fax: +86 531 8518 1068  
Email: betjiang@deloitte.com.cn

#### Suzhou

##### Frank Xu / Maria Liang

Partner  
Tel: +86 512 6289 1318 / 1328  
Fax: +86 512 6762 3338  
Email: frakxu@deloitte.com.cn  
mliang@deloitte.com.cn

#### Dalian

##### Frank Tang

Partner  
Tel: +86 411 8371 2888  
Fax: +86 411 8360 3297  
Email: ftang@deloitte.com.cn

#### Macau

##### Sarah Chin

Partner  
Tel: +853 2871 2998  
Fax: +853 2871 3033  
Email: sachin@deloitte.com.hk

#### Tianjin

##### Jason Su

Partner  
Tel: +86 22 2320 6680  
Fax: +86 22 2320 6699  
Email: jassu@deloitte.com.cn

#### Guangzhou

##### Sarah Chin

Partner  
Tel: +86 20 8396 9228  
Fax: +86 20 3888 0121  
Email: sachin@deloitte.com.hk

#### Nanjing

##### Frank Xu

Partner  
Tel: +86 25 5791 5208  
Fax: +86 25 8691 8776  
Email: frakxu@deloitte.com.cn

#### Wuhan

##### Justin Zhu

Partner  
Tel: +86 27 8526 6618  
Fax: +86 27 8526 7032  
Email: juszhu@deloitte.com.cn

#### Hangzhou

##### Qiang Lu

Partner  
Tel: +86 571 2811 1901  
Fax: +86 571 2811 1904  
Email: qilul@deloitte.com.cn

#### Shanghai

##### Eunice Kuo

Partner  
Tel: +86 21 6141 1308  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

#### Xiamen

##### Sarah Chin

Partner  
Tel: +86 592 2107 298  
Fax: +86 592 2107 259  
Email: sachin@deloitte.com.hk

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

#### National Leader

##### Leonard Khaw

Partner  
Tel: +86 21 6141 1498  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: lkhaw@deloitte.com.cn

#### Northern China

##### Julie Zhang

Partner  
Tel: +86 10 8520 7511  
Fax: +86 10 8518 1326  
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

#### Southern China (Hong Kong)

##### Davy Yun

Partner  
Tel: +852 2852 6538  
Fax: +852 2520 6205  
Email: dyun@deloitte.com.hk

#### Southern China (Mainland/Macau)

##### German Cheung

Director  
Tel: +86 20 2831 1369  
Fax: +86 20 3888 0121  
Email: gercheung@deloitte.com.cn

#### Eastern China

##### Kevin Zhu

Director  
Tel: +86 21 6141 1262  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at [wanluk@deloitte.com.hk](mailto:wanluk@deloitte.com.hk) or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 2128  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙  
ディレクター  
TEL : +86 21 6141 1703  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司  
マネジャー  
TEL : +86 755 3331 8116  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁  
シニアマネジャー  
TEL : +86 411 8371 2850  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太  
マネジャー  
TEL : +86 21 6141 1711  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行  
パートナー  
TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維  
マネジャー  
TEL : +86 21 2316 6687  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1702  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫  
マネジャー  
TEL : +86 20 2831 1050  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email: ssugihara@deloitte.com.hk



#### About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/cn/en/about](http://www.deloitte.com/cn/en/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

#### About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 22 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

#### About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

©2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP.